

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【公表番号】特表2008-522766(P2008-522766A)

【公表日】平成20年7月3日(2008.7.3)

【年通号数】公開・登録公報2008-026

【出願番号】特願2007-545716(P2007-545716)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/44 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/44

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

整形外科用装置において、

隣接する椎骨の間の円板空間に挿入できる大きさに作られた関節運動型脊椎スペーサを備えており、前記スペーサは、

第1金属から成る第1層と、異なる第2金属から成る第2層とを備えている第1部材と、

第3金属から成る第3層と第4金属から成る第4層を備えている第2部材と、を含んでおり、前記第1部材は、前記第2部材と係合して、前記第2部材に対して滑動運動及び/又は回転運動を行えるように作られている、装置。

【請求項2】

人工脊椎円板器官において、

第1金属から成る第1層と、異なる第2金属から成る第2層とを備えている第1部材と、

第3金属から成る第3層と第4金属から成る第4層を備えている第2部材と、

前記両者の間の中間材料層と、を備えている人工脊椎円板器官。

【請求項3】

前記第1層は、チタン、チタン-アルミニウム-バナジウム合金、チタン合金、ジルコニウム、ジルコニウム合金、ニオビウム、及びニオビウム合金から成る群より選択された金属又は金属合金で構成されている、請求項2に記載の装置。